

Weekly コラム

平成 27 年 6 月 23 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

見直される自転車ルール

6 月 1 日から、道路交通法が改正され自転車の取り締まりが強化されました。自転車事故の件数は減少傾向にありますが、全交通事故における自転車事故の割合は高くなっており、自転車の交通違反による死亡事故が増加しているため今回の改正に至りました。

以前は、余程目に余る違反以外摘発されることはなかったのですが今回の改正でこれまでの摘発・罰金の支払いに加え、交通違反を繰り返す自転車運転者に安全運転を行わせるための講習の受講を義務付ける制度が始まります。未成年でも 14 歳以上は対象となっており手数料として 5700 円を徴収され 1 回 3 時間の講習が行われます。そして、講習を受講しなかった場合には事件扱いとなり裁判所の呼び出しがあり 5 万円以下の罰金が科されることになります。

今回の改正で、違反対象となる行為は 14 項目あり「信号無視」や「踏切の強行突破」「ブレーキ不備」「飲酒運転」のように分かりやすい違反以外にも日常生活の中で気をつけなければならないものも含まれています。まず、自転車は軽車両扱いなので原則走って良いのは車道となっています。ですが、歩道通行の際は即違反というわけではなく通行時は徐行しなければなりません。次に「通行区分違反」、要するに車道の逆走禁止です。車と自転車が向き合うことは大

変危険なため、1 車線の場合は車道左側・片側 2 車線以上の場合には一番左側の車線を走る必要があります。一方通行の道路の場合、標識の下の補助標識に「自転車は除く」と書かれている場合は逆走になりませんが左側通行は厳守しなければなりません。また、「一時停止違反」は一旦止まって足を地面につく必要があります。他にも、イヤホンで音楽を聴いたり携帯を触ったりする「ながら運転」や「スピード違反」のような具体例以外にも、「安全運転義務違反」という項目が含まれているため警察官が危険と判断した場合には取り締まり対象となります。

近年の自転車ブームで自転車に乗る人が増加したことが原因かは分かりませんが、死亡事故は増加しています。平成 20 年には、子どもが自転車で起こした事故に対し母親が 9500 万の賠償命令が行われた事例もあります。事故を起こさないことが一番ですが、万が一に備えて「自転車保険」に加入することが近い将来当たり前のことになるかもしれません。取り締まり対象となる危険行為をしつかりと確認し今一度、自転車の乗り方を見直すことが必要になりそうです。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、yasukouchi@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。